

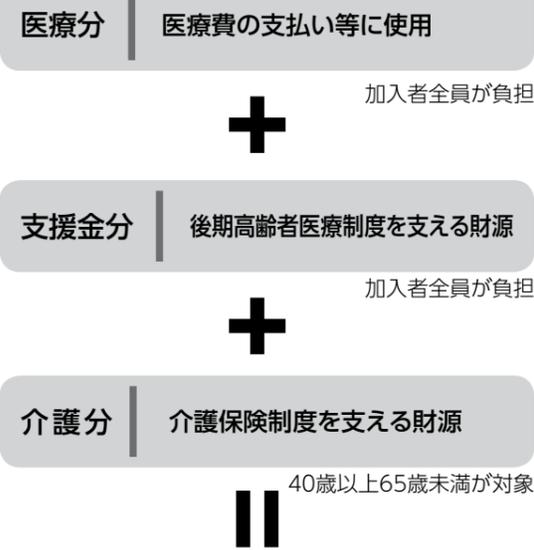
国民健康保険税の税率(額)が決まりました

国民健康保険事業に要する費用は、被保険者の皆さんに負担いただく国民健康保険税と国の補助金等によって運営されています。
 平成26年度の国民健康保険税の税率(額)が決まりましたのでお知らせします。

◎**保険税率(額)の据え置き**
 平成26年度の税率(額)は前年度から据え置きました。

◎**所得の低い人に配慮した保険税の軽減**
 地方税法の改正に伴い、所得に応じた保険税となるよう賦課限度額の引き上げと、所得の低い人への保険税の軽減措置の拡充を行います。

●国民健康保険税の内訳



国民健康保険税

●国民健康保険税の算定および税率(額)について

下表の「所得割」・「均等割」・「平等割」の合計額が国民健康保険税の税額となります。

区分	税率又は税額			
	医療分	支援金分	介護分	
所得割額	{被保険者の前年中の総所得金額等 - 基礎控除(330,000円)} × 税率	7.0%	2.4%	1.9%
均等割額	加入者(被保険者)1人に対して(年額)	25,000円	7,500円	8,900円
平等割額	加入世帯に対して(年額)	20,000円	6,300円	5,900円
課税限度額	1世帯で算定した所得割、均等割、平等割の合計額の限度額(最高額)	510,000円	改正前 140,000円 ↓ 改正後 160,000円	改正前 120,000円 ↓ 改正後 140,000円

●低所得世帯に対する軽減について

次の条件に該当する世帯は、均等割額・平等割額について、それぞれの割合で軽減されます。(申請は不要ですが、所得申告をしていないと軽減措置を受けることはできません。)

軽減区分	軽減対象となる世帯の所得の基準額(前年の総所得金額等)
7割軽減	世帯主と加入者の合計所得が33万円以下
5割軽減	改正前 世帯主と加入者の合計所得が33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数)以下
	改正後 世帯主と加入者の合計所得が33万円+(24万5千円×被保険者数)以下
2割軽減	改正前 世帯主と加入者の合計所得が33万円+(35万円×被保険者数)以下
	改正後 世帯主と加入者の合計所得が33万円+(45万円×被保険者数)以下

※世帯主が他の健康保険等に加入している場合であっても、世帯主の所得は軽減判定用の所得に含まれます。
 ※65歳以上の公的年金受給者は、公的年金等に係る雑所得から15万円を控除します。

非自発的失業により国民健康保険に加入された場合は国民健康保険税が軽減されます

軽減内容	非自発的失業者(倒産、解雇、リストラ等の事業主の都合によって離職された方)に対し、安心して医療が受けられるよう、平成22年4月から国民健康保険税の算定の際、対象者の前年の給与所得を100分の30に軽減する制度が開設されています。ただし、前年の給与収入が65万円以下(給与所得が0円)の方については、申請されても保険税額に変更はありません。	
対象期間	離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末までの期間。	申請場所 市役所税務課又は各地域市民センター(旧支所)窓口にて、雇用保険受給資格者証、印鑑を持参のうえ申請してください。
対象者	次のすべての条件を満たす方 ①平成21年3月31日以降に失業した方 ②失業時点で65歳未満の方 ③雇用保険の「特定受給資格者」又は「特定理由離職者」に該当する方 ※③については、雇用保険受給資格者証の離職理由欄の記載番号が下記の場合に該当します。 特定受給資格者理由コード…11、12、21、22、31、32 特定理由離職者理由コード…23、33、34	

●モデル世帯における年税額

モデル1

夫婦・子ども2人の4人世帯
 (夫45歳、妻43歳、子15歳、子10歳)
 ・夫の所得(前年中) 営業所得 200万円
 (所得割算定基礎額 200万円-33万円=167万円)
 ・妻と子どもの所得はなし

	医療分	支援金分	介護分
所得割	(167万円×7.0%)	(167万円×2.4%)	(167万円×1.9%)
均等割	(25,000円×4人)	(7,500円×4人)	(8,900円×2人)
平等割	20,000円	6,300円	5,900円
年額	236,900円	76,300円	55,400円

年額 368,600円 (100円未満切捨)

モデル2

単身世帯(63歳)
 ・所得(前年中) 給与収入 120万円
 (給与所得 55万円)
 (所得割算定基礎額 55万円-33万円=22万円)

	医療分	支援金分	介護分
所得割	(22万円×7.0%)	(22万円×2.4%)	(22万円×1.9%)
均等割	(25,000円×1人) × 2割軽減	(7,500円×1人) × 2割軽減	(8,900円×1人) × 2割軽減
平等割	20,000円×2割軽減	6,300円×2割軽減	5,900円×2割軽減
年額	51,400円	16,300円	16,000円

年額 83,700円 (100円未満切捨)

制度改正後

	医療分	支援金分	介護分
所得割	(167万円×7.0%)	(167万円×2.4%)	(167万円×1.9%)
均等割	(25,000円×4人) × 2割軽減	(7,500円×4人) × 2割軽減	(8,900円×2人) × 2割軽減
平等割	20,000円×2割軽減	6,300円×2割軽減	5,900円×2割軽減
年額	212,900円	69,100円	50,600円

年額 332,600円 (100円未満切捨)

	医療分	支援金分	介護分
所得割	(22万円×7.0%)	(22万円×2.4%)	(22万円×1.9%)
均等割	(25,000円×1人) × 5割軽減	(7,500円×1人) × 5割軽減	(8,900円×1人) × 5割軽減
平等割	20,000円×5割軽減	6,300円×5割軽減	5,900円×5割軽減
年額	37,900円	12,100円	11,500円

年額 61,500円 (100円未満切捨)

問い合わせ
 税務課 市民税係
 ☎65-0679 ☎63-4574